

令和6年度

東京都港湾事業会計決算審査意見書

東京都監査委員

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 6 年度東京都港湾事業会計決算について審査した結果、別紙のとおり、意見を付する。

令和 7 年 9 月 2 日

東京都監査委員 保 坂 まさひろ

同 中 村 ひろし

同 茂 垣 之 雄

同 後 藤 靖 子

同 小 粥 純 子

[凡例]

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

表中の符号の用法は次のとおりである。

- ・表章単位に満たないものは、「0」
- ・皆無又は該当数値なしは、「－」
- ・増減率の著増は、「－」

令和6年度東京都港湾事業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

- 1 審査の対象 令和6年度東京都港湾事業会計（港湾局所管）
- 2 審査の期間 令和7年6月2日から同年9月2日まで
- 3 審査の方法

決算審査については、知事から提出された決算その他関係書類が、法令に適合しかつ正確であることを検証するため、総勘定元帳その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

あわせて、事業運営については、経済性の発揮及び公共性の確保の観点からも審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算について

審査に付された港湾事業会計の決算その他関係書類は、前記の方法により審査した限りにおいて、重要な点で法令に適合しかつ正確であると認められる。

2 事業運営について

港湾事業は、外貿及び内貿の公共ふ頭において、荷役作業の効率的な運営を図るために設置された起重機などの荷役機械や海上輸送貨物を一時保管又は荷さばきするために設置された上屋・野積場等、荷役業務に必要な港湾施設を整備し、港湾施設利用者の使用に供する事業であり、その対価である港湾施設使用料を主な財源としている。

局は、貨物の増加や船舶の大型化の進展など、東京港を取り巻く環境を踏まえ、「進化し続ける未来創造港湾 東京港～スマートポートの実現～」を基本理念とした東京港第9次改訂港湾計画（令和5年12月公示）を策定し、令和10年代後半を目標年次として港湾施設の整備を進めている。同計画では、①物流、②防災・維持管理、③環境及び④観光・水辺のまちづくりの4分野を軸に方針を定めており、港湾事業会計では、上記①物流に関連し、世界とつながるリーディングポートとしてユーザーに選ばれる港となるための取組を実施している。

一方で、物流業界全体では、トラックドライバー不足や環境への取組が課題となる中、大量輸送が可能で環境負荷が少ない船舶での輸送の重要性が高まっている。それに伴い、東京港では内国貨物の増加や船舶の大型化に対応するため、港湾施設の機能拡充が求められている。

こうした中で、局は、既存ふ頭の再編のため、利用者と移転調整等を行い、工事ヤードを確保しながら整備を進めている。令和6年度には、中央防波堤内側内貿ふ頭における施設整備を実施するとともに、青海コンテナふ頭再編に伴う総合受変電所の建替え及び設備工事等の費用について、東京港埠頭株式会社に対し長期貸付を行っている。

令和6年度の経営状況は、晴海ふ頭棧橋供用廃止に伴う上屋の解体工事費用や、青海総合受変

電所建替えにかかる負担金の支払によって営業費用が増大し、営業損失を計上している。

物流業界での船舶輸送の重要性が高まる中で、局は、上屋等の老朽化が進んでいる各種港湾施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、効率的で生産性の高い港の実現に向け、ふ頭の再編、機能強化を確実に進める必要がある。

東京港の主なふ頭位置図



第3 経営の状況

1 事業概要

(1) 港湾施設使用料

本会計における営業収益は、港湾施設利用者からの使用料となっており、その主なものは、上屋・野積場・港湾施設用地・水産物用荷役施設等の利用に係る使用料である。

過去5年間の港湾施設の使用料収入の推移は、表1のとおりであり、このうち、前年度に比べ令和6年度に増加額が大きかったものは野積場、減少額が大きかったものは港湾施設用地、上屋、水産物用荷役施設である。

野積場については、使用面積の増加により、使用料収入が増加している。

一方、港湾施設用地及び上屋については使用面積の減少により、使用料収入が減少している。

水産物用荷役施設の使用料は令和2年度から令和5年度にかけて同額であったが、岸壁整備を実施した際に期間を定めて料金の一部として事業者が負担するとしていた金額の支払が、令和6年度に予定通り終了したことによる料金減額があったため、減少している。

これらの施設使用面積の減少及び施設使用料の減額改定が、2（1）で後述する営業収益の減少の主な要因となっている。

【表1 過去5年間の港湾施設使用料の推移】

(単位：千円)

事項（注）			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減
港湾施設使用料（計）			3,972,758	3,955,395	4,062,599	4,006,748	3,946,659	△ 60,089
増 加 減 少	増	野 積 場	735,103	722,007	712,708	709,050	755,100	46,049
		そ の 他	851,738	870,781	898,576	887,912	896,664	8,752
	減	港湾施設用地	1,162,924	1,133,141	1,224,636	1,185,988	1,138,073	△ 47,915
		上 屋	887,216	893,689	890,902	888,021	875,193	△ 12,828
		水産物用荷役施設	335,776	335,776	335,776	335,776	281,628	△ 54,147

（注）令和6年度の港湾施設使用料の対前年度増減が大きい施設については単独で記載し、それ以外の施設に関する港湾施設使用料については「その他」と記載している。

(2) 事業実施状況

局は、東京港第9次改訂港湾計画において、船舶の大型化や内貿貨物の増加に対応するため、新規ユニットロードふ頭（注）を整備し、既存ふ頭を再編整備するとしており、岸壁水深の増深、上屋集約による野積場の拡張等について、事業者と移転調整を行い、工事ヤードを確保しながら整備を進めている。

令和6年度は、中央防波堤内側内貿ふ頭において、野積場の舗装整備や、冷蔵コンテナ用荷役

施設の電源設備工事などを実施している。

また、青海コンテナふ頭において、東京港埠頭株式会社による再編が行われており、局は「東京港コンテナふ頭整備事業貸付金要綱」（平成29年3月31日付28港経経第999号）に基づき、青海総合受変電所の建替え及び設備工事等について、603百万円を長期貸付金として貸し付けている。また、青海コンテナふ頭内には都施設もありその施設も青海総合受変電所を使用するため、「青海総合受変電所の建替えに関する協定」に基づき389百万円の負担金を支出している。

（注）ユニットロードとは、荷姿を統一（単一化）した荷物を、発地から着地まで、できるだけその荷姿を崩さず、荷役、輸送、保管する方式のことである。近年では、貨物を積んだトラックやシャーシごと輸送できる船が増加しており、船舶の大型化につながっている。

2 経営成績

(1) 経営成績の推移

過去5年間の経営成績の概要の推移は、表2のとおりである。

本会計における営業収益は、港湾施設利用者からの上屋・野積場・港湾施設用地等の港湾施設の利用に係る使用料からなり、営業費用の主なものは、港湾施設の維持管理に関する経費及び減価償却費である。

令和2年度から令和6年度までの5年間の傾向を見ると、営業収益は、例年4,000百万円前後で推移している。令和6年度の営業収益は、1（1）で述べたように、港湾施設用地の利用面積が減少したこと、水産物用荷役施設の使用料を減額したことなどにより、前年度に比べ微減となっている。

本会計は、令和2年度から令和5年度において、747百万円から928百万円の営業利益を計上していたが、令和6年度には一転して1,095百万円の営業損失を計上している。これは、資産減耗費及び管理運営費の増加などによるもので、このうち資産減耗費は、平成20年度に晴海ふ頭栈橋を供用廃止した後、東京2020大会の選手村の一部として転用していた上屋を令和6年度に解体・除却したことに伴い、999百万円を計上している。管理運営費については、1（2）で述べたように、東京港埠頭株式会社に対し、青海総合受変電所建替えにかかる負担金を389百万円支払ったことなどにより、前年度に比べ増加している。

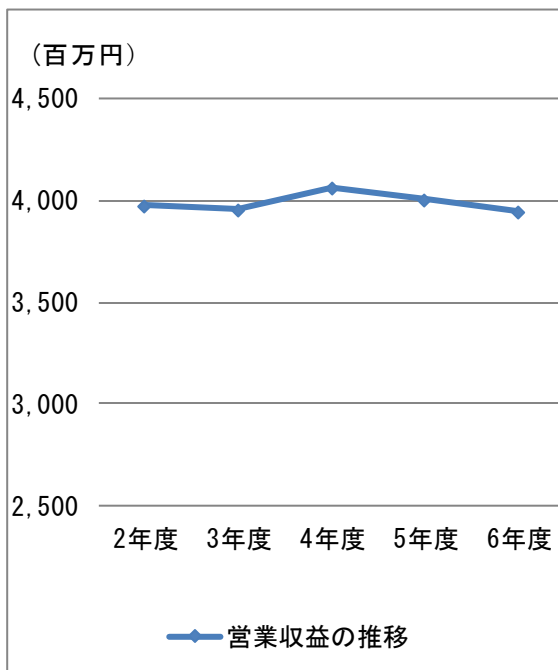
また、令和6年度には、過年度損益修正損による特別損失を計上している。これは、臨港道路南北線の整備において、国の道路用地となった土地を令和3年度に一般会計へ所属換をした際の費用計上に一部誤りがあったため、修正したものである。

【表2 過去5年間の経営成績の概要の推移】

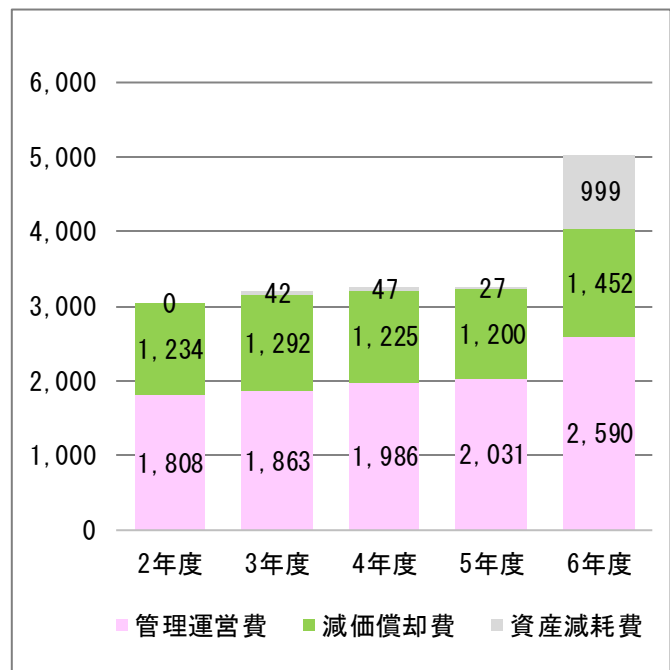
(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業収益	3,972	3,955	4,062	4,006	3,946
港湾施設使用料	3,972	3,955	4,062	4,006	3,946
営業費用	3,043	3,199	3,258	3,259	5,042
管理運営費	1,808	1,863	1,986	2,031	2,590
減価償却費	1,234	1,292	1,225	1,200	1,452
資産減耗費	-	42	47	27	999
営業損益	928	756	803	747	△ 1,095
営業外収益	549	537	523	530	563
営業外費用	50	56	53	21	34
経常損益	1,427	1,237	1,273	1,256	△ 566
特別損失	-	195	-	0	115
当年度純損益	1,427	1,041	1,273	1,255	△ 681

【図1 過去5年間の営業収益の推移】



【図2 過去5年間の営業費用の構成と推移】



3 財政状態

(1) 財政状態の推移

過去5年間の財政状態の概要の推移は、表3のとおりである。

本会計においては、港湾事業に使用する土地について、基本的に臨海地域開発事業会計から無償で所属換を受けており、港湾事業に使用しなくなった土地については、臨海地域開発事業会計に無償で所属換をする構造となっている。

資産合計については、令和2年度から令和5年度にかけて増加傾向であったが、令和6年度の資産合計は、主に土地が7,835百万円減少したことにより、減少している。これは、大井水産物ふ頭の冷蔵倉庫群を大田区城南島に移転するため、移転先の港湾施設用地のうち、従来バンプール・シャーシープールとして利用されていた土地の使用を終了し、事業者に土地の長期貸付を行うため臨海地域開発事業会計に所属換したものである。

また、固定資産のうち投資その他の資産の令和6年度の増加は、1(2)で述べた青海コンテナふ頭の再編に伴う東京港埠頭株式会社への長期貸付金の増加によるものである。

負債合計については、各年度の工事等実施状況等により未払金が増減しており、令和6年度については、晴海ふ頭棧橋供用廃止に伴う上屋解体工事等にかかる営業未払金の増加により、前年度より増加している。

資本金は、前述した大田区城南島の港湾施設用地を臨海地域開発事業会計に所属換したことにより、減少している。

令和6年度は、当年度純損失を計上した結果、剰余金が減少している。

【表3 過去5年間の財政状態の概要の推移】

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産	337,861	339,211	339,425	343,297	335,620
うち土地	312,019	314,457	314,457	317,520	309,707
うち投資その他の資産	5,578	5,634	5,977	6,384	6,986
流動資産	30,862	32,714	33,856	34,650	34,712
うち現金預金	30,599	32,454	33,494	34,043	34,211
資産合計	368,723	371,925	373,281	377,948	370,332
固定負債	264	234	269	288	297
うち企業債	7	-	-	-	-
流動負債	1,150	912	970	1,301	2,054
うち企業債	20	7	-	-	-
繰延収益	76	67	58	55	56
負債合計	1,492	1,214	1,297	1,644	2,408
資本金	335,614	335,417	335,438	335,104	327,384
剰余金	31,616	35,292	36,545	41,198	40,539
うち当年度未処分利益剰余金	19,242	20,250	21,502	22,751	22,069
資本合計	367,231	370,710	371,984	376,303	367,924
負債資本合計	368,723	371,925	373,281	377,948	370,332

【図3 過去5年間の資産合計の推移】

